

第5回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年2月12日（火） 13時30分～15時
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、林委員、吉村委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 北村総務大臣政務官挨拶
 - 3 議事
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
 - 4 閉会
- 5 議事の経過
 - 碓井光明明治大学大学院法務研究科教授、中里実東京大学大学院法学政治学研究科教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。

（以下、質疑及び自由討議）
（碓井教授より資料に基づく意見の発表あり）

 - 地方法人課税の決定主体に注目をしてあるべき税を考えるのは一つの視点と考えられる。狭い範囲で課税の内容を決めることとすると、法人のステークホルダーのうち特定の集団だけが声を上げて、法人課税として望ましい方向には行かないのではないかとのご指摘をされたと思う。
地方法人特別税・譲与税は地方に配られるものだが、国会が作る法律で制度が決められており、ある意味では折衷的な税制と考えられる。どう評価されるか。（吉村委員）
 - 地方税制の現状は法定外税を別とすれば私の考え方に沿っていると思う。法人課税の制限税率はある方が好ましい。
地方法人特別税を法律で決めることは問題ではないが、税制に実質的な財政調整を取り込んでいる点に違和感を覚える。（碓井教授）

- 「均等割が最も応益的」との言葉があったが、どのようなロジックか。(林委員)
- 利益が出るか否かにかかわらず、事業活動を一定の規模でやっていれば行政サービスからの受益があるはずであり、これに応じた負担はしてもらうべきという考え方と理解。(碓井教授)
- 「応益」の対となる概念として「応能」がある。応能の場合は所得が増えれば負担が増えることになるが、均等割を応益原則に従う課税とみなす場合、租税負担は便益にかかわらず一定であるが、これは法学ではどのように整理されているのか。(林委員)
- 「応益」という言葉には2つの使い方がある。課税の根拠としての「応益課税」という使い方と、負担の程度を決めるときに能力に応じた「応能」か、受益に応じた「応益」か、という使い方。
法人については応益課税の考え方の下で、応能により負担の程度を決めるという説明になるか。(碓井教授)
- ドイツ財政学の立場からは、応益といったときの利益は、誰かに利益がわたるといふ功利主義的な考え方ではなく、例えば救貧活動により社会が安定することによる利益といった社会契約説的な考え方で理解するが、租税法では功利主義的な利益説に立っているのか。
法人所得に対する課税と法人の事業に対する課税のいずれも、課税主体は広域の政府の方が好ましいのか。所得に対する課税のみか。(神野会長)
- 後者の間について、いずれも広域の方が望ましい。ただ、事業税が所得課税方式ではない組立て方による場合にはより狭域の政府でも構わない。(碓井教授)
- 法人を實在説で捉えるべきか擬制説で捉えるべきかはどう議論しても整理できないが、それなりに実態があるものについてはその存在を認めるといふ議論は法律の世界でもあり得るのか。あるいは理論的に整理されないといけないのか。(小西委員)
- 法人の活動実態は否定できないので、それなりの税負担を求めることは自然だと思う。ただ、どのレベルの政府が求めるかは検討の余地がある。(碓井教授)
- 独立した制度としての財政調整と、税制に組み込まれた財政調整というお

話があったが、地方法人課税の分割基準と地方消費税の清算基準はどう考えるか。(関口委員)

- 精査してみないと分からないが、地方消費税の清算基準は財政調整の趣旨はないのではないか。

地方法人課税の分割基準は建前はともかく、実質においては財政調整的発想が込められていたのではないか。(碓井教授)

- 法人に投票権がない問題は広域では緩和されるとのお話だったがその理由は。(辻委員)

- 法人の意思は株主である有権者の投票を通じて反映させるしかないが、広域の政府になるほど、法人と株主が同じ域内に所在している可能性が高いということ。(碓井教授)

- 「法人」は所有の主体となる「人」とみなされているが、同時に所有の対象である「物」にもなる。その法人に投票権を与えなければならないという考え方は分かりにくい。(神野会長)

- 税負担をするから投票権が必要とのことだが、外国人と外国企業についてまで考えると非常に複雑な問題となるのではないか。(林委員)

(中里教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 地方団体間の扶助と言われるが、東京都も法人であり、何か自然人のような実体がある訳ではない。結局は地域住民間の格差を縮小するための再分配ではないかという気がする。一方で実際の政治プロセスでは地方団体が意思決定に向けた議論で政治的影響力を行使しているのでそうとも言えない面がある。

扶助という考え方を団体間の調整の中でどのように位置づければよいのか。(吉村委員)

- 団体間の扶助とはある意味で思考省略的な概念であり、比較的豊かな人の多いところから少ないところへ税収を回すというくらいの意味。都の中で行われているが、都の外に対しても行っていいのではないかということ。(中里教授)

- 極端に言えば、すべての地方税はいったん国が徴収して後で何らかの基準で地方に戻した方がよいということか。これに近いことを日本は昭和15年

にやったことがある。

現行のような財政調整は地方交付税などの制度として実施するとともに、個々の地方税についても財政調整を行うべきということか。(神野会長)

- 豊かなところから貧しいところへお金を回すシステムはさまざまなものが考えられる。程度もさまざまではないか。

東京都の税収のみが突出するシステムにおいて東京都の税収のうちどの程度かを何らかの方式で地方に配るという考えであり、一つの論理ですべてを割り切ろうという発想ではない。

固定資産税は最も応益的だが、応益にしては東京都に集まり過ぎなのでその一部を他に回してはどうかということ。(中里教授)

- 「応益」「応能」といった言葉は適切に理解して使わなければならない。

税負担をするから投票権を与えるという考えはグローバル社会ではどう考えればよいか。外国人は当然税負担をするし、企業も必ずしも株主や経営者が日本人ではない場合がある。

固定資産税は東京都以外では市町村税。また税負担が大きく変動しないよう課税標準を調整しているため応益とは言いがたくなっており、本来の応益の形に戻したら東京都にもっと集中するのでは。(林委員)

- 「応益」「応能」という言葉は、政治的・スローガンの的に使われることもある用語と理解している。

外国法人や外国人に対する課税は経済的な要素も課税根拠になっているのであり、投票権の有無だけで決まるものではない。主権国家の判断であり、政策で決まるもの。

固定資産税は、道府県税である大規模償却資産に係るものを念頭に置いている。法人に対して課される償却資産に対する固定資産税は一種の法人税であると考えている。(中里教授)

- 東京都は、ここ数年は道府県分だけだと交付団体であり、23区と合算されるために不交付団体になっているのが実態。法人課税について偏在を是正していく大義名分をどこに求めるのか。

固定資産税も、都内の市区町村の分をすべて東京都が徴収しているのではなく、23区の分のみ。地方法人特別税のようなメカニズムを入れるときには全市区町村分についてか、23区分のみについてか。また、土地、家屋、償却資産をすべて対象とするのか、償却資産のみか。(辻委員)

- 交付団体、不交付団体といっても程度問題。それなりにうまく機能している地方法人特別税制度を、応益や地方分権といったスローガンだけでつづす

必要はない。

固定資産税の対象地域、対象資産をどうするかはいろいろなやり方が考えられ、どれをとるかは政治的意思決定の問題。(中里教授)

○ 日本国がバラバラの独立国になって独自に通貨発行するようになった場合を考えると、東京の通貨価値は今の円よりも上がる。日本国の中に東京都がいるから東京都の GDP を維持できていることが、東京都の税収を再配分することを説明する根拠にならないか。(小西委員)

○ 後背地があるから東京都も光っているという面はあり、豊かな地域と豊かでない地域の関係は一方通行ではない。経済理論による説明も、どれが採用されるかは理論ではなく政治的に決まる話。

日本国憲法の地方自治の本旨の規定は課税について特に何も書いていない。何を理想とするかは人による。法律家は、特定の理念とともに行き着くところまで行くという発想を必ずしも持っていないように思う。(中里教授)

以上